

## 住宅性能評価料金表

(消費税込み表示 単位：円)

令和5年4月改定

1. 業務区域 愛知県の全域、岐阜県可児市、多治見市、土岐市、瑞浪市

2. 対象建築物 一戸建ての住宅（新築）、共同住宅等（新築）

(表 - 1) 設計住宅性能評価

	設計住宅性能評価のみの申請		長期使用構造等確認を併せて申請	
	200㎡以内	200㎡を超える	200㎡以内	200㎡を超える
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	51,000 ※1 ※2	69,000 ※1 ※2	左記に 8,000 加算	
共同住宅	116,000+評価対象戸数×10,000加算 ※1 ※3			

(表 - 2) 建設住宅性能評価

	200㎡以内	200㎡を超える
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	120,000	144,000
共同住宅	145,000+評価対象戸数×14,000加算	

(表 - 3) 変更設計住宅性能評価および変更建設住宅性能評価 ※4

	設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価のみの申請	長期使用構造等確認を併せて申請
一戸建て住宅 (併用住宅を含む)	当初申請料の半額	
共同住宅		

(表 - 4) 長期使用構造等確認

	一戸建て住宅 (併用住宅を含む)		共同住宅
	200㎡以内	200㎡を超える	
申請	55,000 ※1	68,000 ※1	120,000+評価対象戸数×10,000加算 ※1
変更確認申請	当初申請料の半額 ※4		
軽微変更該当証明申請	2,200		

※1 当機関で他の申請において耐震等級を確認している場合は、  
200㎡以内の場合25,000円、200㎡を超える場合30,000円を減算します。

※2 一戸建て必須項目のみの料金。選択項目1項目につき10,000を加算します。

※3 共同住宅必須項目のみの料金。選択項目有りの場合は40,000を加算します。

※4 直前の評価等の業務をした者が当機関の場合に限る。

## 【共通】

- ・ 検査回数が4回を超える場合は、検査回数1回増すごとに、33,000円を加算します。
- ・ 一敷地に複数棟の建設住宅性能評価料金は、棟毎の該当する料金の合計となります。
- ・ 建設住宅性能評価検査対象が、下記の地域は、別途20,000円の遠隔地手当を検査回数分加算します。  
豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村